

## 月影保育園 重要事項説明書

### 1 施設運営者

名 称	社会福祉法人月影福祉会
代表者氏名	理事長 浅井 哲朗
所 在 地	静岡市葵区北三丁目 41 番 20 号
電 話 番 号	054-246-3705
法人設立年月日	昭和46年3月31日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業

### 2 事業の目的、運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校修学前の子どもに対する保育の実施。</li> <li>・ 小学校修学前の子どもの保護者に対する子育ての支援。</li> </ul>
運営方針	<p>①家庭や地域社会と十分な連携をとり、情緒の安定した生活の場を与え、あたたかな保育を進めて行きます。</p> <p>②仏教の教えを保育に生かし、心身の調和のとれた発達を促します。</p> <p>③「友達と仲良く遊べる子」「元気に活動する子」「自分でやろうとする子」を目標にして、保育計画を作成し、それに基づき園を運営していきます。</p>

### 3 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所		
施 設 の 名 称	月影保育園		
開 設 年 月 日	昭和46年4月1日		
施 設 の 所 在 地	静岡市葵区北三丁目 41 番 20 号		
連 絡 先	電話番号 054-246-3705 F A X 054-246-3048		
管 理 者	園長 浅井 哲朗		
利 用 定 員	満3歳以上の児童【2号】	42人	
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	12人	
	満1歳未満の児童【3号】	6人	
嘱 託 医	うえのやま小児科 上野山 裕巳	TEL	054-200-2200
	かわした歯科クリニック 川下 考	TEL	054-250-0118

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で延長保育を実施。

#### 5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1,699 m <sup>2</sup>	
建物	構造	木造平屋建	
	延床面積	492,6 m <sup>2</sup>	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児室、ほふく室	1室	49.14 m <sup>2</sup>
	保育室	4室	134.84 m <sup>2</sup>
	一時預かり室	1室	33.21 m <sup>2</sup>
	子育て支援室	1室	84.24 m <sup>2</sup>
	園庭	551.25 m <sup>2</sup>	

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

#### 6 職員の状況（令和6年4月1日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	資格有		
主任保育士	1人	資格有		
保育士	6人	資格有7	6人	資格有6
調理員	2人	資格有2	1人	
事務員			1人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

## 7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成30年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

### (1) 保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

### (2) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

時刻	2号認定児	3号認定児
7:30	開園 登園（保育標準時間児）	開園 登園（保育標準時間児）
8:30	登園（保育短時間児）	登園（保育短時間児）
9:00	保育活動	
9:30	おやつ 保育活動	保育活動
11:00	昼食準備	昼食準備
11:30	昼食	昼食
13:00	午睡	午睡
15:00	おやつ	おやつ
16:00	順次降園	順次降園
18:30	閉園	閉園

### (3) 食事の提供

※2号児のみ、給食費を毎月45000円、実費で徴収します。

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。原則として、毎登園日に提供します。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

### (4) 健康診断

- ①内科・歯科健診 各々年2回、嘱託医が検診します。
- ②身体測定 毎月1回、身長・体重の測定を行います。
- ③尿検査 年1回、検査用品により実施します。
- ④視力検査 4歳児に年1回実施します。

### (5) その他

子育て支援事業の実施。

おしゃべりサロンを年間10回実施しています。

## 8 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
絵本代	全園児	月額	420 円
入園時用品代 (連絡帳、園服、帽子、 保育用品等)	1・2 歳児	年額	2,000 円程度
	3・4・5 歳児	年額	10,000 円程度
保護者会費	全園児	年額	4,000 円
給食費	3・4・5 歳児	月額	4,500 円

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

### (3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育標準時間認定	午後 6 時 30 分から 7 時 00 分まで	
保育短時間認定	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分	日額 1 0 0 円
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	日額 2 0 0 円

## 9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 11 賠償責任保険の加入

本園では、園の管理下において起こった事故等に供えて、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	日本興亜損害保険株式会社
保険の種類	保育園総合保険、保育園児等障害保険
保険の内容	1 事故につき
	死亡・後遺障害額 4 6 0 万円
	入院保険日額 7, 0 0 0 円
	通院保険日額 5, 0 0 0 円
	1 名につき 3, 7 0 0 円

## 12 非常災害時の対策

### (1) 非常時の対策

消防計画の作成	提出先：千代田消防署 届出日：平成17年4月 防火管理者：園長 浅井 哲朗
防災設備	自動火災報知機、スプリンクラー、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施 年1度、総合訓練で、引き渡し訓練を実施。
避難場所	本堂前、北才光寺公園、麻機小学校
園児の引き渡し	震度5強の地震の場合、園で直接引き渡しをする。 ※警報発令基準をはるかに超える豪雨等で、「特別警報」が発表された場合は、重大な災害の危険が著しく高まっていると判断し、自宅待機または臨時休業になります。

### (2) 風水害時の自宅待機、臨時休業の取り扱い

安全に留意し登園させてください。ご家庭の判断、事情によりお休みする場合は園に連絡をお願いします。

自宅待機の条件	暴風警報が発令された場合は、原則自宅待機とする。
自宅待機解除の条件	午前12時までに自宅待機が解除されない場合は、臨時休園とする。
入園時	重要事項説明書
年度当初	お知らせ配布
警報発令が予想される日	連絡しない。(園配布の文書で保護者が判断)
当日朝	連絡しない。
自宅待機及び休業決定	連絡しない。

### (3) 「特別警戒」または「警戒レベル3」が発表された場合（行政指導の下、理事長・園長の判断による措置をとります）

- ① 静岡市に「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は臨時休園になります。
- ② 園児が登園後、「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は、状況を判断し、安全を確保しながら、速やかなお迎えをお願いします。この場合は一斉メール等でもお知らせします。

## 13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 浅井 哲朗
-------------	----------

#### 14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付責任者	園長 浅井 哲朗	
苦情解決担当者	主任保育士 阿部麻規子	
第三者委員	太田 光	連絡先 054-247-3109
	古川ひろ子	連絡先 054-245-9782
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

#### 15 個人情報の取扱

園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。

園児の卒園又は退園に際しては、その後の小学校や、他の施設等における教育・保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校等に提供します。